

災害ソーシャルワーク その実践と理論的根拠

Disaster Socialwork—Practice and Rationale

松山 真

MATSUYAMA Makoto

Abstract

What should social welfare and Socialwork do in the event of a disaster? While involved in reconstruction assistance for the Great East Japan Earthquake, I have always considered the specialty and peculiarity of that action. I sought the rationale for the Disaster Socialwork from The Okamura's theory and the Maslow's theory of hierarchy of needs. I will explain these two theoretical grounds while introducing actual reconstruction support activities.

Key words: The rationale of Disaster Social Work, Role in expanding information asymmetry, Individualized support according to the stage of needs

はじめに

東日本大震災から10年が経過した。この間筆者の所属する立教大学ならびにコミュニティ福祉学部は組織的な支援活動を積極的に行い、筆者も10年間にわたり組織の中で主に陸前高田市を中心に役割を担いつつ、個人的にはいわき市・郡山市などでも活動を行ってきた。

発災時より、『100年に一度といわれる災害にソーシャルワークは何が出来るのか』を自らにも問いながら活動を模索していた。その中で、活動の根拠となったのは岡村理論による社会福祉固有の視点で有り、エンパワメント理論の理念であった。さらに避難所での共同生活の中そして仮設住宅でのコミュニティを意識する生活への援助においては、マズローの欲求段階説が個人のニーズをアセスメントし個人的関わりを意図する上で役だった。

本稿では、災害時にソーシャルワークは何をすべきか、どのように実践活動を組み立てるべきなのか、その理論的根拠を明らかにすることと、その根拠を多くの避難所や仮設住宅での経験と結びつけて解説することを試みてみたい。

Ⅰ 岡村重夫による社会福祉固有の視点

1. 社会生活上の基本的要求

岡村は、社会福祉は人の生活上の困難にかかわってきたとした上で、人は社会の中で生活している以上、その生活は社会との交渉関連をもつことによって行われ社会制度を離れたところでは具体的な生活はあり得ないとした。⁽¹⁾後述するマズローによって整理された「人間の基本的欲求」は、社会制度とは無関係な個人の内面においておこる欲求であるため、社会福祉の対象とならない。社会福祉が問題とする生活困難ないしは生活問題とは、常に個人の社会生活上の困難ないし問題である。そこで岡村は、社会生活上の困難とは「社会生活上の基本的要求」が充足されない状態であるとした上で、「社会生活上の基本的要求」を以下の7つに分類している。⁽²⁾

- 1) 経済的安定の要求の要求
- 2) 職業的安定の要求
- 3) 家族的安定の要求
- 4) 保健・医療の保障の要求
- 5) 教育の保障の要求
- 6) 社会的協同ないし社会参加の機会の要求
- 7) 文化・娯楽の機会の要求

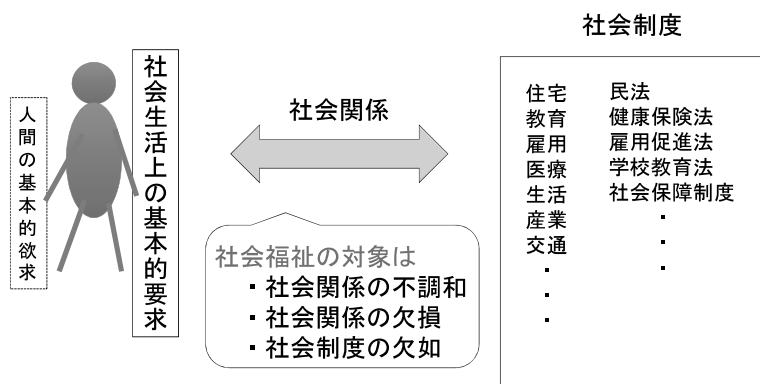
岡村は、『「社会生活上の基本的要求」をもつ個人がそれぞれの要求に関連する社会制度を利用することによって、その基本的要求を充足する過程が、われわれの社会生活にほかならない。』としました、『社会生活上の基本的要求を充足させるためには、個人はそれぞれにふさわしい社会制度を利用しなくてはならない。』とした。⁽³⁾そしてさらに『すべての個人は社会生活の基本的要求を充足するために、専門的に分化した多数の社会制度との間に、多数の社会関係を取りむすば

ねばならない。』ことになる。⁽⁴⁾ 社会制度を利用するために人は社会制度と社会関係を持つことになり、個人はこの社会関係を通路としてのみ、生活上の基本的要求を充足することができる。さらに、社会関係に不調和が起きていたり社会関係が欠損したりあるいは社会制度が欠如していて基本的要求に対応出来ない状態などが社会福祉は固有の対象といえる。

たとえば、空腹であって食欲という生理的欲求を満たすために、食料品があるからといってスーパーに並んでいるものを取って食べてはいけないのであって、代金を支払い購入することで自分の物とし食べることが出来るようになる。このように貨幣制度や経済流通制度、小売り制度などを利用することによって社会関係を結び基本的要求を充足させている。

またたとえば、人間側の状態（身体的・精神的・経済的など）が変化し、それまでの社会関係によっては生活が困難になった場合には、新たな社会制度との社会関係が必要になるといえる。介護サービスが必要になった際には、介護保険制度について具体的に説明することによって社会関係を結ぶことが出来るようにし、介護サービスを活用して生活問題を解決しようとする。社会福祉はこの人が社会制度と結ぶ社会関係の在り方に介入し調整するものである。

上記の岡村の考え方を図式化すると図1ようになる。



岡村重夫『社会福祉原論』全社協1983年p104-113

図1 社会福祉固有の視点と対象（松山作成）

つまり、人の内面の生じる様々な「人間の基本的欲求」は、「社会生活上の基本的要求」へと形を変え、生活の中の問題として意識される。その問題解決のために社会制度と社会関係を結ぶことになるが、社会福祉はその社会関係に不調和や欠損があるという社会関係の在り方を固有の対象とする。また社会制度そのものが欠陥している場合には問題解決のために社会制度の柔軟な活用を促しあるいは新設を働き掛けるという機能を有している。

岡村は、人間の基本的欲求の充足に社会制度との関連から起こる条件を付け加えて「社会生活上の基本的要求」として再構成しているが、⁽⁵⁾ その内容の要約を付けて掲載しておく。

1. 経済的安定の要求

満ち足りた衣食住を望むことは基本的欲求であるが、それを社会関係を通して充たすためには、貨幣制度や流通制度という社会制度による。従ってこの基本的欲求を充たそうとするためには、経済的安定の要求という社会生活上の基本的要求によることになる。

2. 職業的安定

経済的安定を得るためには、収入を確保することが必要であり、それは自給自足でない以上社会制度の中で職業を得ることになる。社会制度は、就労・労働に関する制度あるいは失業等に備える精度を整備しこの要求に応えている。

3. 家族的安定

種族保存の欲求を個人で満たすことは許されない。家族というシステムを作り、社会的存在となりそれが充たされていく。また住宅制度などより共に住む場を確保する。

4. 保健・医療の保障

医療保険などの社会保険制度や病院という組織を利用し、医師・看護師など医療専門職制度に保証される医行為を受けることができる。

5. 教育の保証

教育制度による学校等をとおして複雑かつ高度な知識や技術の伝達がなされるようになっていく。さらに社会協同組織の一員として社会の中で一定の役割を果たしていくため、また文化への参加のために社会教育を受ける。

6. 社会的協同ないし社会参加の機会

上記の経済的安定ないし所得の保障、さらに継続的に職業を持ち続けるためには、将来に向かって社会的協同を維持する社会組織がなくてはならない。社会的協同と連帯は社会にとって基本的な制度となっている。

7. 文化・娯楽の機会

社会の構成員が人格的に成長し人生の意味を自覚することは、社会にとって必要なことであり、社会自体の健全な存続のために社会構成員個人の内的成長は必要である。政治的意図や外面的文化統制ではなく、個人の自主的活動における内的成長を目的とする文化政策でなければならない。

2. 避難所で起きていたことの社会福祉的理解

岡村の理論に従うと震災時に避難所で起きていたこと、避難所に避難した人たちの状況は以下のように捉えられる。

被災直後に避難所にいる人たちは、生きていく上での最も基本的な「生理的欲求」である栄養、睡眠、排泄、休息、身体的活動などほぼ全ての欲求が疎外された状態となる。これは通常的生活の中では経験しないほどあらゆる欲求が同時に疎外された状態といえる。さらに、家族が行方不明、親戚や近所の人々の安否も分からないという「家族的安定の欲求」も疎外されている。そして

その欲求を充足するために、通常の社会関係を活用しても充足出来ない状態が起きていると理解しなければならない。病院を受診するにも保険証が無い、銀行から預金をおろしたくてもキャッシュカードが無い、労災認定を受けたくても会社そのものが無くなった、身分を証明する運転免許証などが無い、というように。津波被害ではあらゆる財産を失ってしまうため、社会制度とつながるための証明書や受給者証なども無い状態に置かれ、社会関係が断たれてしまうと理解できる。

もちろん災害時には、災害救助法により被災者の人間の基本的欲求を充足することになっており、第4条に『救助の種類』として規定されているような、炊き出しなどの食品・衣料水、被服・寝具などの供給、医療、救出、住宅の応急修理、学用品給与、埋葬などが国の責任により行われる。

表1 災害救助法に定める救助

第1条	この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。
第4条	<p>救助の種類は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所及び応急仮設住宅の供与 2. 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4. 医療及び助産 5. 被災者の救出 6. 被災した住宅の応急修理 7. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 8. 学用品の給与 9. 埋葬 10. 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

災害時における「社会生活上の基本的要求」を充足する過程において、直後に社会制度に『災害救助法』が加えられ、その後各自治体により『復興計画』が立てられ進められていく。これを岡村の理論に当てはめると図2のようになる。

3. 災害時の社会関係

災害が起きた際、それまでの日常生活が継続出来なくなるという環境側の変化が起きる。これは、それまでの社会関係では「社会生活上の基本的要求」を充足することが出来なくなることを示し、社会制度を新に創設するなどして新たな社会関係を結び直す必要が生じる。

しかし、改正される前の平常時であっても社会制度つまり法律で規定している機関・制度・サービスについて詳細に理解している人は少ないのであって、ここにそもそも「社会関係の不調和」あるいは「社会関係の欠如」が起きている。

災害という環境の変化に対して、国が激甚災害に指定するほど多くの人の日常生活に影響がある場合には、被災した人々への救済策として様々な法律が改正される。たとえば、避難所で衣食住に掛かる物品等は配給となり、仮設住宅も被災者負担なく建設され入居することが出来る。入居に際して、冷蔵庫・電子レンジ・洗濯機などの家電も無償で配置される。避難所等だけでなく生活の中では、保険証や受給者証を提示出来なくても氏名・生年月日等を伝えるだけで医療や介護サービスを受けられるようになる。事業所が賃金を支払えなくなった場合には国が賃金を払うようになり、自動車税は4月1日に動かすことが出来ない状態だと分かれば証明書を提出しなくても課税されなくなる。このように生活に関する様々な法律が被災者の負担軽減を図るために改正されるがこれは、社会制度が変化することを意味している。こうして、環境の大きな変化に対して社会制度も大きく変化していき、社会関係を新に結び直して生活の問題に対処するということになる。社会福祉の固有性が社会関係の在り方にあるのであるから、当然災害時の社会制度の変化についてソーシャルワーカーは熟知し、環境が変化した人と変化した社会制度との間に新しい社会関係が結べるように援助することになる。

4. 災害時に重要度が増す社会福祉の機能

災害時に改正される法律制度について、詳細に把握できる人はほぼいないと言ってよい。災害時には住宅・教育・雇用・医療・産業・交通などあらゆる分野で被災者の生活を支え、被災者の負担軽減が図られ、毎日各省庁のホームページにその法改正情報が掲載され続けていく。その数は毎日数十本にもなる。さらにこれらとは別に、妊婦や透析患者など特殊な治療が必要な人の受け入れ施設を病院協会を始めとした医療団体がまとめ、避難者の受け入れ旅館やホテルなどを観光関係団体がまとめ、預金通帳を流した人の預金の出金について銀行協会が定めるなど、民間機関や団体も被災者支援のためのルールを次々と定め、それらをホームページに掲載していた。筆者が2011年3月12日から様々なホームページを検索し、生活問題の解決に役立つような法改正について抜き出しプリントしたところ、1ヶ月間でおおよそ1,000ページにもなった。

このようにして社会制度は次々に改変され、膨大な支援策を設けていくが、それが個人と社会関係で結ばれ活用されていくかというところはほとんど困難で有る。

被災地では、そもそも停電によりテレビも観られない状況が続いており、インターネットの情報は携帯電話で見るとは限らないが、こうした法律文を実際に小さな画面で読み理解することは相当

困難で有るし、そもそも携帯電話は安否確認などに用いられる個人がそうしたページに直接アクセスして自分に必要な情報を選び取れるとは思えない。

避難所では、管理する市町村が避難者向けの情報を収集し、掲示して知らせることになる。しかしここでも、法律通知文をそのまま印刷して掲示することがほとんどであり、難解な法律文を読んで理解することは困難で有る。こうして、情報の非対称性はさらに増大する。

また、2018年9月6日に発生した北海道胆振東部地震の際は、地震後に北海道全域でブラックアウトというこれもまた未曾有の災害が起きた。ネット情報も見ることそのものが困難になった。筆者にとってはネットが使えない中で北海道のソーシャルワーカーたちに情報をどう伝えるかが大きなポイントであった。幸いFacebookを通じてソーシャルワーカーたちと連絡が取れたことから、その後は東日本大震災時と同様にFacebookに被災者支援の制度改変情報を書き込んでいった。当初は停電が1週間続くと報道されていた停電も幸いに迅速な北海道電力の復旧作業により2日間で99%が普及したが、道内の人たちは「復旧までに1週間程度」という当初の発表すら知ることなく、ある病院では非常用電源に切り替え半日程度で復旧する想定の下準備を進めており、筆者からのニュースの転送により非常用電源用重油の確保等を開始したほど情報が入っていなかった。

こうした災害時では、社会福祉の対象が拡大し機能が発揮される機会であると考えられることができる。毎日改変されていく社会制度について、ソーシャルワーカーが個人との間に立ち社会関係を結べるようにしていく役割が重要となる。平時にこうした役割を担っているソーシャルワーカーであれば、非常時に法律がどのように改変されるのかを平時から知っておき、災害時に個人に有益な情報を提供することができるはずである。

特に、各省庁の管轄毎に情報を把握するのではなく、目の前の人・個人の置かれた生活問題を解決するために必要な情報を、横断的に、個別的に、一括して提供することが重要であり、こうした機能を持つソーシャルワークの役割は大きい。

5. 実践例

筆者は、2011年3月12日から4月10日にかけて、被災地に行かなくても出来る専門的支援として、被災者支援として改正される法律通知文あるいは民間団体の取組情報を収集していた。被災地にいるソーシャルワーカーたちが、地震・津波被害の中でさらに放射能汚染により不安が増大し多くの住民や専門家も県外避難して行く中、各省庁のホームページを検索して必要な情報にアクセスしているとはとても思えなかった。そこで、広域避難の情報も含めて収集した情報を、読みやすいよう短いタイトルを付け、内容を5行程度に要約して福島県医療ソーシャルワーカー協会メーリングリストに毎日提供し続けた。またその文には後で関係機関に問い合わせや根拠を示す場合に必要な文書発出機関や文書番号を記しておいた。タイトルを読み関心のある情報だけ本文を読めばいいように考えた。

さらに、後にそれらを分類・整理した上で『災害とソーシャルワーク』として資料冊子を作成

し、全国の医療ソーシャルワーカー県協会に寄贈した。阪神淡路大震災以降、こうした災害時の制度改変状況をまとめておくことの必要性は指摘されていたが、国から県、県から市、市から機関と文書が伝達される方法は主にファックスであったため、転送を繰り返すことで文字が読めなくなり、また分量の多さから分類・整理することは困難であった。インターネットの普及により、直接各省庁にアクセスして情報を得ることが出来るようになったことで、時間は掛かるが膨大な情報を入力し整理することが可能になっている。

以下表2に、当時作成した各省庁から発出された通知文書の要約文を一部掲載しておく。

表2 東日本大震災時に作成した法律文要約例

<p>【労災関係】平成23年3月28日 文書番号：職保0328第1号 「福島原子力発電所の影響を踏まえた「激甚災害法の雇用保険の特例措置」の取扱いについて」 ・福島原子力発電所の影響により、「避難指示地域」及び「屋内退避指示地域」にある事業所が休業し、賃金を受け取ることができない場合には、激甚災害法の雇用保険の特例措置の対象となる。</p>
<p>【労災関係】平成23年3月31日 「東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険の特例措置に関するQ&A」 ・事業所が災害により休止・廃止したために休業を余儀なくされ、賃金をうけとれない休業者は、実際に離職していても雇用保険の基本手当を受給することができる。（労務を休養する場合の特例措置）</p>
<p>【生活保護関係】平成23年3月17日付 厚生労働省社会・援護局保護課長通知 「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取り扱いについて」 →他法他施策優先で、必要な支援を進めているが、生活保護の相談にいたる場合も考えられることから被災地から一時的に避難をした方からの保護申請があった場合は、条件を留意した上で迅速かつ適切な保護の実施にあたること。 ・保護の実施責任→避難先の保護の実施機関が実施責任を負い、所在地保護を行う。ただし、仮設住宅への入所や扶養義務者による引取りなど、将来における居住の確立が高い場合は、当該居住事実のある場所を所管する実施機関が実施責任を負い、居住地保護を行う。 ・保護の決定について→被災者が本来の居住地に資産を残さざるを得ないときは、「処分することができないか、または著しく困難なもの」として取り扱うこと。ただし、一定期限の到来により処分可能となり、その後資力があると判明したときは、返還義務があることを文書により明らかにしたうえで保護開始するよう留意すること。 （関連：生活保護法実施要領第3の3、生活保護法第63条）</p>
<p>【死亡・埋火葬関係】平成23年4月14日付け 厚生労働省兼峡谷生活衛生課 災害救助法における埋葬について（通知） ・災害救助法の対象となる埋葬に係る費用を遺族等から徴収しないことや概算交付により簡素な手続で実施すること。 ・災害救助法の埋葬の対象となる経費は、棺、ドライアイス又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給、火葬、土葬又は納骨等の役務の提供、あるいは埋葬の際の賃金職員等雇上費及び輸送費に係る実費</p>

II 人間の欲求を見極めた個別的対応の必要性

1. 避難所あるいは仮設住宅での個別支援の在り方

筆者は2011年4月に、仙台市の体育館避難所に10日間専門職ボランティアとして参加し滞在した。活動内容は定まったものではなく、身分も明かさず共に過ごすという少し変わったボランティアであった。毎朝体育館に行き避難者の方々と夕方まで一緒に過ごし、気が付いたこと、頼まれたことをするというものであった。夜体育館に泊まることは出来なかったが、避難生活の一部を

体験することが出来た。

その中で、10時くらいになってこっそり朝食を捨てに来る人がいた。その人に「口に合わなかったですか？」と声を掛けると「おんなじ物ばかりで飽きちゃって。でも残すと作ってくれた自衛隊さんに悪いからこっそり捨てといて。」と言われた。被災して避難している人が気を遣いながら生活をしていた。運動靴が大量に送られて来た時には、「パンや物なら一度に全員に配れるけど、全員のサイズを訊いてその人に合った靴を配るなんてことは出来ない。」と自治会長は反対し、「下履きで体育館の中に入ると埃だらけで健康に悪い。これを機会に土足を止めて一齐に掃除しよう。」と現役保健師さんが意見を言い、その中に入って話し合いを進めていった。結局わたしたちがサイズの照合をするという条件で、全員に名前と希望する靴のサイズを訊き一覧を作成した上で配布した。翌日、体育館の床に敷かれたシートを全て取り除き掃除をし、翌日からみな上履きを履くことになった。床にマットを敷いて寝ていたので、健康的には良かったと思われる。

2. マズローによる欲求段階説

こうした支援をする際には、心理学者A.H.マズロー（Abraham H.Maslow）の欲求段階説は災害支援の在り方を考える上で参考になる。マズローは人間の行動の動機づけの研究の一環として、人間がもつ欲求にはヒエラルキーがあるとした。そして、『人間というものは、相対的にあるいは一段階ずつ段階を踏んでしか満足しないものであり、いろいろな欲求間には一種の優先序列の階層が存在する』⁽⁶⁾とした。さらに『この動機や願望の現れ方は、実際にはいつも、有機体がもっている他のすべての動機づけがどの程度充足されたかあるいはされなかったかにかかっている。すなわち、そのような願望や他の優勢な願望の相対的満足に左右されるのである。何かを欲すること自体が既に、他の欲求が満たされていることを意味するのである。』⁽⁷⁾と主張している。さらに『独断で数字を当てはめてみると』として、『平均的な人では、おそらく生理的欲求では85%、安全の欲求では70%、愛の欲求では50%、自尊心の欲求では40%、自己実現の欲求では10%が充足されているようである。』と述べている。そして『たとえば優勢な欲求Aが10%しか致されないと、欲求Bは全く目に見えないであろう。ところが、この欲求Aが25%満たされると欲求Bは5%出現し、欲求Aが75%満たされると、欲求Bは50%現れるという具合である。』⁽⁸⁾と説明している。つまり、全ての欲求が100%充足されている人はいないことから、これらの欲求はヒエラルキーを持ち、下層にある欲求が全て満たされていなくても部分的に満たされることによって、より高次の欲求が出現してきて次の行動の「動機」として意義を持つことになるとしたのである。

マズローによると、基本的欲求は次の6つである。⁽⁹⁾

- 1) 生理的欲求 (physiological need)
- 2) 安全の欲求 (safety need)
- 3) 所属と愛の欲求 (Social need / love and belonging)
- 4) 承認の欲求 (esteem)

5) 自己実現の欲求 (self-actualization)

マズローの基本的欲求を、下層の欲求から順に、東日本大震災時の状況に当てはめて説明してみる。

1) 生理的欲求 (physiological need)

生命維持のための「食欲」「性欲」「排泄」「睡眠欲」等の本能的・根源的な欲求である。

大津波から生き残った人たちは、人間が生きていくための最低限のこの生理的欲求ですら阻害されてしまう。食糧を手に入れることができず、気温が氷点下の中冷たい体育館の床に横になって眠ることもできない。寒さをしのぐ暖房器具もなく体育館のカーテンをみんなで巻いて凌いだという。着替えはもちろん下着もなく1週間以上同じ衣服を昼夜間わず着ているしかなかった。

配給される食糧は1週間くらい、1日におにぎり2個とペットボトル1本という避難所もあった。夜中に体育館の中で人が寝ている間を通してトイレに行くことが憚れるため水分を控えかつ運動不足からいわゆるエコノミー症候群を起し命に関わる危険も増していった。

生理的欲求全体が疎外された状態が数日間継続し、命の危険も感じる状態であった。

2) 安全の欲求 (safety need)

安全、安定、依存、保護、恐怖・不安・混乱からの自由、構造・秩序・法・制限を求める欲求、保護の強固さなど

自宅が流され体育館等や大広間などに身を寄せ、建物の中で横になれる安心感を得ることが出来る。しかし大勢の見知らぬ人の中でプライバシーが保たれず、寒さも防げない空間で寝起きしなければならない。しかもその狭い空間にいることしかできない。さらに、度重なる余震の度に、安全性が確認されるまで建物の外で待機せざるを得ない状況が続いた。朝・昼・晩の規則正しい食事、入浴、寝具での睡眠などが保証されていない生活。そこにいつまで居続けるか分からないという不安と、いつ安全の欲求が満たされるのか検討もつかないという不安の中にいる。

3) 所属と愛の欲求 (Social need / love and belonging)

妻・夫・子、友人、恋人など人々との愛情に満ちた関係、所属する集団や家族における位置を求める

最も基本的な単位である「家族」を失うことは、所属と愛情を失ったことである。家族が見つからない、友人や親戚、近所の人の安否が分からないと言う大きな不安の中に置かれる。家族をあちこちの避難所に探しに行ったり、生存を諦め遂には遺体安置所に確認に行くことは、精神的にも相当厳しいことである。時間が経過するに連れて、広い避難所の中で知り合いを見つけ、あるいは他の避難所に家族を見つけ同じ避難所にいられるようになることでこの欲求が少しずつ充足される。また避難所の中で仲間意識が芽生え同じ所属であることでの安心を感じたり、避難所の中に組織が作られていき所属が明確になることによっても充足されていく。

4) 承認の欲求 (esteem)

安定したしっかりした根拠を持つ自己に対する高い評価、自己尊敬、自尊心、他者からの承認などに対する欲求・願望。これは2つに分類できる。

1) 強さ、達成、適切さ、熟達と能力、世の中を前にしての自信、独立と自由に対する願望

2) 評判とか信望、地位、名声と栄光、優越、承認、注意、重視、威信、評価に対する願望

避難者として物を与えられる存在、自分では何も出来ない無力な人間と扱われることに、疑問や抵抗を感じ、何かができる自分、何かすることで他者から認められる存在であろうとする。技術や能力・知識を持った人の中には、積極的にそれを発揮して社会的に役立つ人間であろうとする。

5) 自己実現の欲求 (self-actualization)

自己充足への願望。いっそう自分自身であろうとし、自分になりうるすべてのものになろうとする願望。誰かに指示されたり促されなくても、自発的に自分が望む自分になろうとする。たとえば音楽家は音楽をつくり、絵描きは絵を描き、詩人は詩を作るように。

農家の人であればたんぼや畑を見に行き修復しようとし、自らすべきことを自覚してしようとする。

これを図式化すると図3のようになる。

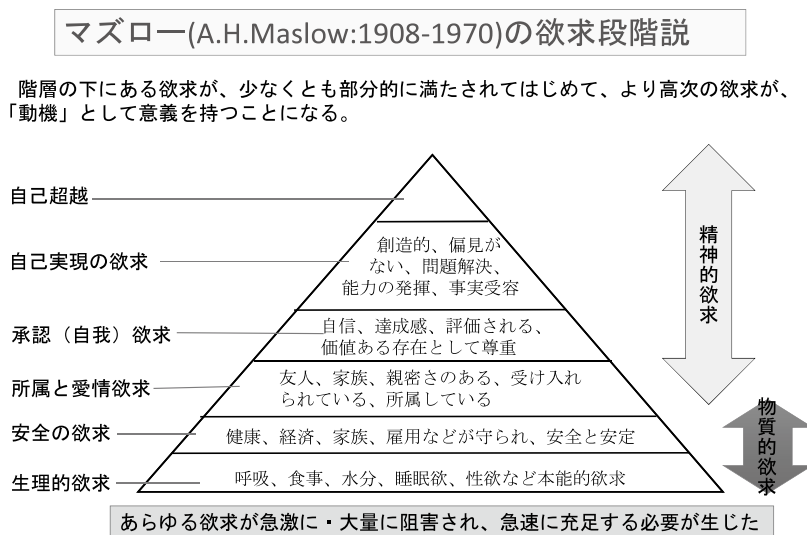


図3 マズローによる欲求段階説

このマズローの欲求段階説は、災害時の人間の心理と支援の在り方を考えるには有益な考え方である。災害時には、「生理的欲求」・「安全の欲求」・「所属と愛情の欲求」という物質的欲求ですら疎外される人が、大量に・急激に・同時に発生したと捉えることが出来る。あらゆる物を失い、家族さえもどこに行ったのか分からない状況の中で、食べることに生きることそのものにリスクを

抱えることになる。従って、災害直後の支援はこれらの物質的欲求を充足するために、まず体育館や安全な場所で寝起きすることが出来るようにし、飲料水・食糧・簡易トイレ・毛布・マットレスなど生存するために必要な物資が提供される。

取りあえずの居場所が確保され、衣食住も満たされてくると、次に自宅付近や市全体の被害状況や他の避難所に避難している人の名簿などの情報が提供されていく。これらは家族が活着しているか、近隣の人や友人たちはどうなったのか、職場はどうなったか、これから家族とどこに住むか、現金も何も無い状況をどうしたらいいのかという「安全の欲求」や「所属と愛情の欲求」に関係している。

職場で仕事出来る人たちが出て来ると、日中避難所にいる人たちの中で自然と集団生活の中でルールが作られ、役割分担をするようになる。この時、元々自治会の役員であったり、専門知識を持った人などがリーダーに選出され避難所の管理運営に携わるようになってくる。「所属と愛情の欲求」、「承認の欲求」が生じていると考えられる。

上記のように確かに欲求はある程度段階を経て表出され、次の行動が促されてくる。但し、全体として捉えた場合にはこうして時間経過によって区切ることが出来るが、実際には欲求とその充足は個人の内面に起きるものであるから、おにぎりでも満足する人もいるし、温かい味噌汁が欲しいと言う人もいるように、個人の欲求がどの程度充足されたのかについては、極めて個別的にみていかなければならない。しかし一方で、基本的な欲求が疎外された状態から様々な欲求が表出されると同時に、「配膳は自分たちです。」「トイレの使い方をみんなで決める。」「配給が来たらどの場所に荷物を置くか担当リーダーの指示に従う。」など、次の段階の行動が具体的に示されていくことから、その前の欲求はある程度充足されたと判断することが容易になるともいえる。その意味からも、マズローが欲求を分類しただけではなく、段階を持つこと、下層の欲求がある程度満たされた場合により高次の欲求の行動が動機付けられるとしたことは、震災時の人々の行動を理解する上で有意義な根拠となると考える。

3. 欲求段階に沿った支援の必要性

震災から約1ヶ月後に、仙台市体育館避難所で生活を共にしている間、この人間の欲求には段階があることを実感した。また、2012年3月から岩手県陸前高田市の民家を借りて研究休暇を取り1年間そこで生活しながら仮設住宅などへの訪問を行っていたが、そこでもこの欲求が段階的に現れることを実感した。

避難所体育館の中で一日中横になって生活し、食事の配給を受ける毎日であるが、役割を求めて来る人たちがいた。持っている知識や技能を使って役に立ちたいという「承認欲求」によって進んで役割を担っていきこうとされていた。しかし中には、家族が未だ見つからないという「安全欲求」が不充足なため、かろうじて生理的欲求のみを充足しているだけで行動する動機を持たない人もいた。被災から少し時間が経過すると、個人個人の置かれた状況により心理的状況も異なってくる。この時、マズローの要求段階説を当てはめて考えることで、支援の内容も個別化する

ることが出来る。

避難所の中で、温かいものを食べたい、おにぎりは飽きたのでお茶碗でご飯を食べたい、ラーメンを食べたいなどの要望が出て来る。衣服についても、この色がいい、セーターが欲しいと具体的な好みで要望が出されるようになる。これらを単なる我が儘と見るのでは無く、欲求の段階が上がったと捉える必要がある。マズローはそこまで段階を細分化してはいないが、実際には人の欲求はかなり細分化されている。そして、マズローの指摘のように下位の欲求がある程度満たされると、次の欲求が出て来ると考えると、こうした具体的な欲求は我が儘ではなく、下位の欲求が充足されたと実感しているということであり、ある程度の安心感を持ったと理解すればよい。精神的に余裕が出て来て、次の段階へと移ったと捉え、支援内容を変えていくことを考えるべきなのである。

生活が仮設住宅に移ると、社会的に役割免除となっていた段階から元の役割遂行が期待されるようになり、家庭内でも地域内でも役割が増えていくことで、「承認欲求」も充足されていく。『畑をしたい。』『花壇を作りたい。』『みんなで草刈りをしよう。』と提案してくる人も大勢いた。農家の人たちは、田畑の手入れや庭造りを日常的にして来た人たちで、田畑は無くなったが身体を動かしたいという欲求が出て来ていた。これについては、震災前の生活の中で、誰かに指示される訳でも無く自らが楽しむために庭木を植え、花を咲かせて楽しんで来た人たちであることを考えると、これは単に身体活動の欲求として捉えるのではなく「自己実現」の欲求として捉える方が良いでしょう。仮設住宅で生活することで「生理的」「安全」「所属」欲求がある程度充足されていくことにより「承認」欲求あるいは「自己実現」欲求の行動が動機づけされたと考えることが出来る。しかし、多くの支援者・支援団体は、支援する側と被災者を明確に区別することにより、花壇を造ることなどをボランティアの仕事とし、被災者にはなるべくさせないようにしてしまうことが多々見られた。

4. 欲求を意識した対応の例

2012年の夏に陸前高田の大規模仮設の住民の方々と学生とで交流を重ねていたが、学生から流しそうめんをしたいと提案があり、学部としてそうめんや出汁つゆなどの寄付を募り進めることになった。ある日地元NPO団体より「おじいさんたちが毎日竹を切り、脚台を造っている。そんなことはさせられないので止めさせて欲しい。」と連絡があった。私たちが指示している訳ではなくおじいさんたちが自主的に行っていたのであるが、「被災者に何をさせるのか」という意見であった。しかし、この方々は中学卒業後すぐに大工の丁稚となり、60歳過ぎるまで出稼ぎ大工として全国で働き、日本の高度成長を支えた人たちである。そしてそれが思い出でもあり誇りでもある。ボランティアが来るとどこから来たかを訊き、その土地の話をするのが楽しみでさえある。そうした経験をもった人たちが毎日仮設ですることもなく過ごしていた時に、「自分たちの出番だ！」とこれを引き受けて下さった。津波被害にあっていない親戚の家から大工道具を借りてきて手入れをし、どこの竹を切っているのか交渉し、竹を選んで切って仮設住宅まで運んで

来る。竹を割り節をきれいに取りそうめんが流れるようにする。その部分は大学生との交流の一環として一緒に行ったが、素人には大変な作業であった。おじいさんたちは、子ども達が触っても倒れないようにと頑丈な足場を何脚も造り、そこに割った竹をくくりつけ、長さ40mにもなる装置を造られていた。プラスチックの雨樋を繋ぎ、トラックの荷台から傾斜を作って流せばいいと考えていたが、大工さんにとってはそんな物でそうめん流しをすることなど考えられず、竹で組んで造ることが当たり前なのかもしれなかった。

お年寄りの方々のこうした生活背景を知ると、その行動を「承認」あるいは「自己実現」の欲求と理解することが出来るのであって、むしろ主体的に行動して頂いた方が良く、大勢の人から「良かった」「楽しかった」というフィードバックがあればなおさらその欲求は充足されるのである。

「承認」欲求は、他者からの承認によって自分を確認する行動であるから、立派なそうめん流し台を造ることによって多くの人からの承認を受けたことで、その欲求は充足されたであろうし、地元新聞に写真付きで掲載されたことでなおのこと充足感は増したことであろう。さらに、大工として下手な仕事は出来ない、大工らしくなければならぬという考え方は「自己実現」の欲求そのものである。誰かに言われることではなく、自分自身が納得出来る作品を造りたいという欲求である。こうした上位の欲求を持つようになったとむしろ評価し、仮設住宅生活の中でも誇りと自信を取り戻そうとしている行動と捉え、造り方や組み立て方などについて教えて貰いながら進めることが重要と考えられ、流しそうめん大会が上手くいくことにもまして、そうめんが上手く竹を流れ、子ども達が触っても倒れないということがこの人たちにとって満足を得られると考えるべきなのだろう。

5. 災害ボランティアの支援の在り方

震災ボランティアの在り方として、「ボランティアは自己完結して活動し、飲料水、食糧、寝具などを現地で調達しない、現地の方々に余計なことをさせないようにする。」など多くの暗黙のルールが存在している。被災された方々の生活を守るためにそれらのルールは必要であり、基本的には遵守されるべきである。しかし、仮設住宅に入居する時期からは、個別化された支援の在り方も考えるべきであろう。個々人の欲求が表出された際に、その欲求を充足することが必要なのかどうかという観点からアセスメントする必要がある。「被災者に対する」一律的な対応はそれらの欲求の表出を無視することに繋がりがかねない。特に「承認欲求」「自己実現の欲求」については、一人の人間としての自信や誇りを取り戻す機会になるのであるから、被災者という見方をやめて、一人の人間として捉え、その人がどのような生活を、仕事をしてきた人なのか、どのような家庭であったのかなど、生活背景をしっかりと聴くことが重要となる。「自己実現の欲求」は、自分らしさを求める欲求であるから、その人らしさを理解し欲求段階を意識しながらどのように支援したらよいかを考えるべきであろう。その土地の文化や風習も知らぬ者が、勝手なルールを作り押し付けていくことは支援では無く、人の自立性や時には尊厳を損なうことを意識したい。

(1) 岡村重夫 (1973) 『社会福祉原論』「第2章社会福祉固有の視点」全国社会福祉協議会 p71

原著は『社会福祉体系 (3) 社会福祉の方法』「社会福祉固有の視点と方法」(勁草書房1977) であるが、岡村自身がこれに加筆修正したものとしているため、修正された文献を参照している

(2) 同 p82

(3) 同 p85

(4) 同 p88

(5) 同 p79-p82

(6) A.H. マズロー、小口忠彦訳 (1998) 改訂新版『人間性の心理学』「第3章動機づけ理論序説」産能大学出版 p40

(7) 同 p39-p40

(8) 同「第4章人間の動機づけに関する理論」 p83

(9) 同 p56-p72